

令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について

1 海老名市の健全化判断比率、資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」と略します。）」の規定により「財政の健全性」を判断するため、令和4年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標）と公営企業の資金不足比率を算定いたしました。

算定の結果、**いずれの比率も国が定めた早期健全化基準を大きく下回っており、本市の財政の健全性は、財政健全化法上も問題ありませんでした。**

【 健全化判断比率 】

	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	— (赤字はありません)	11.97 %
連結実質赤字比率	— (赤字はありません)	16.97 %
実質公債費比率	4.6 %	25.0 %
将来負担比率	28.2 %	350.0 %

【 資金不足比率 】

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
公共下水道事業会計	— (資金不足はありません)	20.0 %

■ 各比率の概要 （本市の特別会計の設置状況等に即して、表記しています。）

- ・実質赤字比率： 一般会計の実質的な赤字の程度を比率化したもの
- ・連結実質赤字比率： 一般会計、3特別会計（国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業）及び1企業会計の赤字、黒字を合算した、市全体の実質的な赤字の程度を比率化したもの
- ・実質公債費比率： 一般会計が負担する公債費及び公債費に準じた経費の程度を比率化したもの
- ・将来負担比率： 一般会計が将来負担すべき実質的な負債（市債残高のほか、退職手当支給予定額、高座清掃施設組合等の地方債残高）の程度を比率化したもの
- ・資金不足比率： 公営企業である公共下水道事業会計の資金不足額の程度を比率化したもの

※一般会計は公共用地先行取得事業特別会計を含みます。以下も同様です。

2 財政健全化法の概要

自治体財政の健全性を確保するための従来の仕組みは、破綻した自治体財政の再建を国の関与によって促進する制度が地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号。以下「再建法」と略します。）に定められていました。

この再建法による制度は、制定後50年を経過し、次のような課題が指摘されることとなりました。

- ① 再建団体の基準しかなく、早期に是正を促す機能がない。
- ② 基準として使用する指標は、実質収支（フロー）の赤字の比率のみであり、地方債残高など負債（ストック）の状況に課題があっても、制度の対象にならない。
- ③ 主として普通会計（本市の場合、一般会計及び公共用地取得特別会計に相当します。）の状況のみが対象であり、公社、第三セクターなどとの関連が考慮されていない。

これらの課題を踏まえ、平成19年に制定された財政健全化法の特徴は次のとおりです。

- ① 悪化した財政状況を早期に健全化するため、「早期健全化基準」と「財政再生基準」を設ける。
- ② 実質収支（フロー）の指標だけでなく、負債等（ストック）の指標を導入する。
- ③ 普通会計だけでなく、公社、第三セクターなども含めた、連結ベースで自治体全体の財政状況を把握する。
- ④ 財政指標の整備と情報開示を徹底するため、監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに公表する。

財政健全化法の制定により、自治体全体の将来負担を含めた財政状況を把握し、指標を公表することで、財政破綻する前に自主的な改善努力による財政健全化を図ることが制度化されました。

3 早期健全化基準と財政再生基準

(1) 早期健全化基準

健全化判断比率（実質赤字比率などの4指標）、公営企業の資金不足比率のいずれかが国の定めた「早期健全化基準」（公営企業については「経営健全化基準」）以上になった場合は、自主的な改善努力による財政健全化を図るために「財政健全化計画」（公営企業については「経営健全化計画」）の策定、実施が義務付けられます。

この計画については、①議会の議決を得た上で策定、②公表及び県への報告、③その実施状況の議会への報告、公表、県への報告などの手続きを行うこととされています。

(2) 財政再生基準

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが国の定めた「財政再生基準」以上になった場合は、自主的な財政健全化は困難とみなされ、国等の関与による確実な財政再生を図るために「財政再生計画」の策定、実施が義務付けられます。

この計画の策定、実施に必要な手続きは上記（1）とほぼ同様ですが、一定の国の関与や地方債の起債制限等の措置が講じられます。

【財政再生基準】

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
財政再生基準	20.0 %	30.0 %	35.0 %

4 健全化判断比率等の算定式の概要と海老名市の算定値

算定式は、本市の特別会計の設置状況等に即して、概要を表記しています。

I 実質赤字比率

(1) 算定式の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 実質赤字額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額等
- 標準財政規模：当該団体の通常歳入される標準的な一般財源の規模
(主なものは一般財源となる市税、地方譲与税、利子割交付金等の交付金)

(2) 海老名市の算定値

$$\text{— (実質赤字比率)} = \frac{\text{— (一般会計の実質赤字額)}}{267 \text{ 億 } 5,983 \text{ 万 } 2 \text{ 千円 (標準財政規模)}}$$

- 一般会計の実質赤字額はありません。この場合、実質赤字比率は「—」と表記します。

II 連結実質赤字比率

(1) 算定式の概要

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：①+②の合計額
 - ① 一般会計及び3特別会計の実質赤字額の合計
 - ② 公営企業である公共下水道事業会計の資金不足額

(2) 海老名市の算定値

$$\text{(連結実質赤字比率)} = \frac{\text{— (連結実質赤字額)}}{267 \text{ 億 } 5,983 \text{ 万 } 2 \text{ 千円 (標準財政規模)}}$$

- 全ての会計において実質赤字額はありません。この場合、連結実質赤字比率は「—」と表記します。

Ⅲ 実質公債費比率

(1) 算定式の概要

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{①地方債の元利償還金} + \text{②準元利償還金}) - (\text{③特定財源} + \text{④元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{⑤標準財政規模} - \text{④元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

- ① 地方債の元利償還金：一般会計で借り入れた地方債の元利償還金
- ② 準元利償還金：ア～オの合計額
- ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額（本市では「海老名みのり債」が該当します。）
- イ 下水道事業債等の償還財源に充てた一般会計の繰出金
- ウ 一部事務組合が借り入れた地方債の償還財源に充てた組合への負担金（本市では広域大和斎場組合、高座清掃施設組合が該当します。）
- エ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額（本市では海老名市食の創造館の取得額が該当します。）
- オ 一時借入金の利子（本市では該当ありません。）
- ③ 特定財源：元利償還金及び準元利償還金に充てた特定財源（本市における主なものは、都市計画事業のために借り入れた地方債の償還に充てた都市計画税です。）
- ④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：普通交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

(基準財政需要額とは、自治体の人口、面積等に応じて必要と認められる標準的な事務事業に要する歳出の額を、国の算出基準に従って算定した額です。)

(2) 海老名市の算定値

$$5.23697(\%) = \frac{(\text{① } 27 \text{ 億 } 5,913 \text{ 万 } 7 \text{ 千円} + \text{② } 7 \text{ 億 } 2,170 \text{ 万 } 7 \text{ 千円}) - (\text{③ } 4 \text{ 億 } 5,182 \text{ 万 } 4 \text{ 千円} + \text{④ } 17 \text{ 億 } 1,756 \text{ 万 } 4 \text{ 千円})}{\text{⑤ } 267 \text{ 億 } 5,983 \text{ 万 } 2 \text{ 千円} - \text{④ } 17 \text{ 億 } 1,756 \text{ 万 } 4 \text{ 千円}}$$

(実質公債費比率)
(令和4年単年度)

- 実質公債費比率は、令和2年度～令和4年度の3か年平均で算定します。
- 上記の算定値は、令和4年度単年度の算定値で、3か年平均では「4.6%」となります。
- ※ **実質公債費比率の算定値の詳細は、次頁を参照してください。**

(3) 実質公債費比率の内訳

(単位 千円)

算 定 の 内 訳	令和2年度	令和3年度	令和4年度
分 子 (① + ②) - (③ + ④)	934,275	1,187,045	1,311,456
① 元 利 償 還 金	2,702,890	2,783,836	2,759,137
② 準 元 利 償 還 金 ア～オの合計	503,438	617,621	721,707
ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額	157,648	170,778	117,262
イ 下水道事業債等の償還財源に充てた一般会計の繰出金	149,859	150,980	153,270
ウ 一部事務組合が借り入れた地方債の償還財源に充てた組合への負担金	116,889	216,346	371,180
広域大和斎場組合	2,163	2,166	2,168
高座清掃施設組合	114,726	214,180	369,012
エ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額	79,042	79,517	79,995
オ 一時借入金の利子	0	0	0
③ 特 定 財 源	500,470	491,359	451,824
④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,771,583	1,723,053	1,717,564
分 母 ⑤ - ④	24,142,284	24,104,637	25,042,268
⑤ 標準財政規模	25,913,867	25,827,690	26,759,832
④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,771,583	1,723,053	1,717,564
実質公債費比率 $\frac{(① + ②) - (③ + ④)}{⑤ - ④}$ (%)	3.86987	4.92455	5.23697

令和4年度実質公債費比率(3か年平均) (%)	4.6
-------------------------	------------

※3か年分を単純に平均すると「4.67713」となりますが、健全化判断比率算定においては、小数点第2位以下は切り捨てるものとされております。

IV 将来負担比率

(1) 算定式の概要

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{① 将来負担額} - \text{② 充当可能財源等}}{\text{③ 標準財政規模} - \text{④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

① 将来負担額：ア～コの合計額

- ア 一般会計の地方債現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 下水道事業債の元金償還に充てる一般会計の繰出金の見込額
- エ 一部事務組合が借り入れた地方債の元金償還に充てる組合への負担金の見込額
- オ 退職手当支給予定額に対する一般会計の負担見込額（全職員が令和4年度末に退職すると仮定した場合の、一般会計の負担見込額です。）
- カ 設立法人の負債などに対する一般会計の負担見込額（本市では該当ありません。）
- キ 受益権を有する信託負債の額のうち、信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計の負担見込額（本市では該当ありません。）
- ク 設立法人以外の者のため負担している債権の額及び貸付金の額のうち、設立法人以外の者の財務・経営状況を勘定した一般会計の負担見込額（本市では該当ありません。）
- ケ 連結実質赤字額（本市では該当ありません。）
- コ 一部事務組合の連結実質赤字相当額のうち一般会計の負担見込額（本市では該当ありません。）

② 充当可能財源等：サ～スの合計額

- サ 充当可能基金額：将来負担額に計上された地方債の償還などに充てることのできる基金の現在高（本市の全基金が対象となります。）
- シ 充当可能特定歳入見込額：将来負担額に計上された地方債の償還などに充てることのできる特定財源の見込額（本市における主なものは、都市計画事業のために借り入れた地方債の償還に充てることのできる都市計画税です。）
- ス 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額：今後、普通交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金の見込額（交付税措置が見込まれる額）

(2) 海老名市の算定値

$$28.2 (\%) = \frac{\text{① 369億6,519万5千円} - \text{② 298億9,134万3千円}}{\text{③ 267億5,983万2千円} - \text{④ 17億1,756万4千円}}$$

※将来負担比率の算定の詳細は、次頁を参照してください。

■将来負担比率の算定の留意点

令和4年度決算では、令和3年度と比較し、0.5ポイント減少しました。これは、充当可能基金額が増加したことなどによるものです。依然として、早期健全化基準（350.0%）と比べて極めて小さく、財政状況は良好と言えます。

総務省が示した将来負担比率の算定式では、「①将来負担額」から「交付税措置が見込まれる額（上記②-ス）」を差し引くことにより、算定上「将来負担額」は減額されますが、「交付税措置が見込まれる額」は、普通交付税の算定上、算入が見込まれる金額であり、当該金額が普通交付税として交付されるわけではありません。したがって、当該金額全てが財源となるものではありません。

(3) 将来負担比率の内訳

(単位 千円)

算 定 の 内 訳	令和4年度	令和3年度	備考
分 子 ① - ②	7,073,852	6,936,177	
① 将来負担額 ア～クの合計	36,965,195	37,212,025	
ア 一般会計の地方債現在高	28,140,138	28,000,121	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	784,340	864,335	
ウ 下水道事業債の元金償還に充てる一般会計の繰出金の見込額	1,745,915	1,715,401	
エ 一部事務組合が借り入れた地方債の元金償還に充てる、組合への負担金の見込額	3,938,625	4,224,394	
広域大和斎場組合	18,960	14,639	
高座清掃施設組合	3,919,665	4,209,755	
オ 退職手当支給予定額に対する一般会計の負担見込額	2,356,177	2,407,774	
カ 設立法人の負債などに対する一般会計の負担見込額	0	0	土地開発公社は休眠状態であり、債務などはありません。
キ 受益権を有する信託負債に対する一般会計の負担見込額	0	0	受益権に有する信託負債はありません。
ク 設立法人以外の者のために負担する負債などに対する一般会計の負担見込額	0	0	設立法人以外の者のために負担する債務などはありません。
ケ 連結実質赤字額	0	0	全ての会計で実質赤字額はありません。
コ 一部事務組合の連結実質赤字相当額のうち一般会計の負担見込額	0	0	加入している一部事務組合に赤字額はありません。
② 充当可能財源等 サ～スの合計	29,891,343	30,275,848	
サ 充当可能基金額	10,102,184	9,368,161	
財政調整基金	3,072,538	2,836,461	
国民健康保険財政調整基金	114,988	159,392	
介護保険給付費等準備基金	1,394,828	1,462,696	
公共施設等あんしん基金	2,556,740	2,435,241	
新まちづくり基金	1,356,798	1,193,344	
応援まごころ基金	992,507	970,173	
情報システム基金	594,000	300,000	令和4年1月5日付けで設置しました。
森林環境譲与税基金	19,785	10,854	令和4年3月30日付けで設置しました。
シ 充当可能特定歳入見込額	5,146,149	5,007,627	
うち都市計画税	5,146,149	5,007,627	
ス 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	14,643,010	15,900,060	
分 母 ③ - ④	25,042,268	24,104,637	
③ 標準財政規模	26,759,832	25,827,690	
④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額	1,717,564	1,723,053	
将来負担比率 $\frac{\text{①} - \text{②}}{\text{③} - \text{④}}$ (%)	28.2	28.7	

※令和4年度の将来負担比率を算定する上で、令和3年度数値は用いませんが、経年比較を行うために表示しております。

V 資金不足比率

(1) 算定式の概要

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

本市で対象となるのは、公共下水道事業会計です。

- 資金の不足額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額等
- 事業の規模：営業収益に相当する収入の額等

(2) 海老名市の算定値

$$\text{— (資金不足比率)} = \frac{\text{— (資金の不足額)}}{20 \text{ 億 } 200 \text{ 万円 (事業の規模)}}$$

- 資金不足額はありません。この場合、資金不足比率は「—」と表記します。